

室蘭市 物価高騰等対策特定業種支援給付金 交付要綱

令和5年12月1日策定

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰等による物価の高騰が続く中、大きな影響を受けながらも、国や北海道等の支援対象とならない、船舶を使用する事業者及び福祉運輸事業者に対して、事業を継続するための支援として交付する、室蘭市物価高騰等対策特定業種支援給付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 室蘭市物価高騰等対策特定業種支援給付金をいう。
- (2) 事業所等 事務所、営業所、店舗など、事業活動が行われている場所をいう。
- (3) 常時使用する従業員 労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づき、予め解雇の予告を必要とする者のことをいい、かつ次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 会社役員であること。ただし、従業員を兼務する役員は除く。
 - イ 個人事業主本人、及びその同居する親族従業員であること。
 - ウ 申請日時点で、育児休業中、介護休業中、傷病休業中、又は休職中の社員であること。
 - エ 日々雇い入れられる者、又は2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者であること。
 - オ 1か月の所定労働時間が同一の事業所等に雇用される通常の従業員の所定労働時間と比べて4分の3以下のパートタイム労働者等であること。
- (4) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業をいう。
- (5) 小規模企業 中小企業基本法に定める小規模企業をいう。

(給付金の交付対象者)

第3条 給付金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 令和5年9月1日以前より、室蘭市内の事業所等において事業を開始しており、今後も継続して事業を行う事業者等であること。
- (2) 個人事業者は室蘭市に事業所等があること。法人は、本店所在地又は住所が室蘭市であること。

- (3) 次のいずれかに該当する事業者であること。
- ア 海上運送法（昭和24年法律第187号）に定める許可を受け、「旅客定期航路事業」又は「旅客不定期航路事業」を営む個人又は法人、又は漁船を除く自航できる船舶を他者からの発注等により使用する事業を主たる事業とする個人又は法人
 - イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受け、一般旅客自動車運送事業（福祉輸送に限る）を営む個人又は法人であって、同条の許可を受けた自動車又は同法第78条第3号に基づく訪問介護員等の自家用車有償運送の許可を受けた自動車を所有する個人又は法人
- (4) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと。
- (5) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体でないこと。ただし、収益事業を行い所得税が課税されている場合は、この限りではない。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）でないこと、又は暴力団等と関係を有する者でないこと。

（給付金の基本額）

第4条 申請者へ交付する給付金の基本額は、中小企業30万円、小規模企業10万円、個人事業者5万円とする。

（給付金の加算額）

第5条 令和5年9月1日時点で、事業に使用し、所有する自動車の台数、若しくは他者からの発注等により使用し、所有する船舶（自航できるもの。漁船を除く。この条において同じ。）の隻数により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について、給付金の基本額に加算する。

- (1) 次に掲げる船舶の区分に応じ、当該区分に定める額の合計額
- ア 旅客定員13人以上の船舶 1隻につき3万円
 - イ 旅客定員12人以下で、人の運送をする船舶 1隻につき1万円
 - ウ ア及びイを除く総トン数20トン以上の船舶 1隻につき3万円
 - エ ア及びイを除く総トン数20トン未満の船舶 1隻につき1万円
- (2) 次に掲げる自動車の区分に応じ、当該区分に定める額の合計額
- ア 道路運送法第4条の許可を受けた普通自動車 1台につき1万円

- イ 道路運送法第4条の許可を受けた軽自動車 1台につき5千円
- ウ 道路運送法第78条第3号の許可を受けた普通自動車 1台につき5千円
- エ 道路運送法第78条第3号の許可を受けた軽自動車 1台につき2千5百円

(給付金の交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添付し、室蘭市物価高騰等対策特定業種支援給付金交付申請書兼同意書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(1) 税務署受付印又はe-Taxによる電子申告の受付番号が印字されている、直近事業年度分の所得税確定申告書の写し、市民税・道民税申告書の写し又は法人税確定申告書の写し(申請日時点において、一度も決算期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は法人の登記事項証明書の写し又は法人設立届出書の写し。)

(2) 個人事業者で所得税確定申告を行っている場合は、前号の所得税確定申告書に係る収支内訳書の写し又は所得税青色申告決算書の写し

(3) 法人は、常時使用する従業員の人数が確認できる従業員の名簿等の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第3条第3号アに該当する事業者は、前項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 海上運送法第3条、又は同法21条に基づく許可証の写し。又は、船員法第111条に基づく直近の事業状況に関する報告書控えの写し。船舶を使用する事業を営んでいることが確認できる書類

(2) 事業に使用し、所有する船舶の船舶検査証書の写し

(給付金の交付決定)

第7条 市長は、前条の給付金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等を審査の上、交付又は不交付を決定し、室蘭市物価高騰等対策特定業種支援給付金交付決定通知書(様式第2号)、又は、室蘭市物価高騰等対策特定業種支援給付金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(給付金の交付時期)

第8条 市長は、前条の規定により給付金の交付の決定をしたときは、速やかに給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、虚偽の申請又はその他不正行為により給付金を受給したことが判明した場合は、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された給付金の

全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

様式第2号（第7条関係）

（文書番号）

令和 年 月 日

様

室蘭市長

印

室蘭市物価高騰等対策特定業種支援給付金交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった、室蘭市物価高騰等対策特定業種
支援給付金については、下記のとおり交付を決定したので、通知します。

記

1 給付金交付決定額 円

様式第3号（第7条関係）

（文書番号）

令和 年 月 日

様

室蘭市長

印

室蘭市物価高騰等対策特定業種支援給付金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった、室蘭市物価高騰等対策特定業種
支援給付金については、下記のとおり交付しないことを決定したので、通知します。

記

1 不交付の理由